

横須賀法人会 ニュース みなと

MINATO

CONTENTS

第36回法人会全国大会三重大会 令和2年度税制改正に関する提言を公表

令和元年分 年末調整等説明会及び
消費税の軽減税率制度等説明会の開催のお知らせ

NO.
279
2019.11

法人会
消費税期限内納付
推進運動



城ヶ島灯台 三浦半島南端に浮かぶ城ヶ島にある西洋式灯台。付近は公園が整備され、一年を通して人気の観光スポット。江戸時代は烽火（のろし）台があって灯明台の役目を果たしていたという。航行の多い浦賀水道の出入口でもあり、明治3年に日本で5番目となった西洋式灯台が建設された。
(写真：稲毛 敦子)

第36回 法人会全国大会 三重大会開催 令和2年度税制改正に関する提言を発表



全国大会で挨拶する 全法連・小林栄三会長

財政健全化に向け 実現に期待

全法連・小林栄三会長は、冒頭のあいさつで「この全国大会は、法人会の『税制改正に関する提言』の内容を発表する場であるとともに、全国各地の法人会会員が一堂に会し、交流と研さんを通じて、より一層連携を深めることを目的に、年に1回各地で開催しています。

私たち法人会は、『税のオピニオンリーダーたる経営者の団体』として、税制に関する建設的な提言や子供達への租税教育など、『税』を中心とした公益的な幅広い活動を全国的に展開しています。

現在、わが国経済は米中の経済摩擦の影響などで企業収益に陰りが見えてきたほか、大規模な金融緩和策に手詰まり感が出ているなど予断を許さない状況となっています。

また、国家的課題である財政健全化は困難を極めており、長期債務残高は先進国の中で突出して悪化しています。加えて、少子高齢化と人口減少による社会保障給付費の急増が見込まれており、持続可能な社会保障制度の構築と財政健全化を実現するため、『受益』と『負担』の均衡に向けた議論を早急に始めなければなりません。

法人会では、こうした点を踏まえ、このたび『税制改正に関する提言』を取りまとめたところであり、その趣旨が理解され、提言が実現されることを強く期待しています。

どうか、今後とも皆様方の力強いご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます」と述べた。



10月3日、公益財団法人全国法人会総連合主催「第36回法人会全国大会」が、三重県津市産業スポーツセンターで開催され、全国から約1,600名の各会代表が集い、初秋の津市が熱気に包まれた。

当会からは、小池克彦会長、桜井邦洋副会長、高橋秀一副会長、鈴木透副会長、鈴木孝博副会長、福西定敏税制委員長、立石文彦事業研修委員長、久保田康雄事業研修副委員長、釜谷正行事務局長の9名が、記念式典や税制改正に関する提言の発表などに参加した。



令和2年度 税制改正に関する提言（要約）

基本的な課題

I. 税・財政改革のあり方

1. 財政健全化に向けて

○今後の税財政を考えるうえで重要な要素となるのは団塊の世代の動向である。この世代の先頭が後期高齢者入りするのは2022年であり、2025年度は団塊の世代すべてが後期高齢者に達する年である。

つまり、政府のPB（プライマリーバランス）黒字化目標年度は遅すぎるわけで、本来なら団塊の世代の先頭が後期高齢者入りする前に黒字化目標を設定すべきである。

(1) 今般の消費税率10%への引き上げは、財政健全化と社会保障の安定財源確保のために不可欠だった。税率引き上げによる悪影響を緩和する等の環境整備は必要だが、本年度に引き続き、来年度当初予算においても臨時・特別の措置を講じることとしている。しかし、それがバラマキ政策となってはならない。

(2) 政府は、2016年度から18年度の3年間を集中改革期間と位置づけ、政策経費の増加額を1.6兆円（社会保障費1.5兆円、その他0.1兆円）程度に抑制する目安を達成した。2019年度から21年度の基盤強化期間についても、引き続き社会保障費の増加額を抑制する目安を示し、改革に取り組む必要がある。

(3) 財政健全化は国家的課題であり、歳出、歳入の一体的改革によって進めることが重要である。

歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については聖域を設けずに分野別の具体的な削減の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。

- (4) 今般の消費税率引き上げに伴って本年10月より軽減税率制度が導入されるが、これによる減収分については安定的な恒久財源を確保するべきである。
- (5) 国債の信認が揺らいだ場合、長期金利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与え、成長を阻害することが考えられる。政府・日銀には、市場の動向を踏まえた細心の政策運営を求めたい。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

- 社会保障給付費の財源は公費と保険料である。適正な「負担」と重点化・効率化による「給付」の抑制を可能な限り実行しないと、持続可能な社会保障制度の構築も財政の健全化も実現できない。とりわけ、医療と介護の分野は給付の急増が見込まれており、ここに改革のメスをどう入れるかが重要になる。
- 超高齢化社会が急速に進展する今、社会保障は「自助」「公助」「共助」の役割と範囲を改めて見直す必要があるが、その際に重要なのは公平性の視点である。たとえば医療保険の窓口負担や介護保険の利用者負担などの本人負担については、高齢者においても負担能力に応じることを原則とする必要がある。
 - (1) 年金については、「マクロ経済スライドの厳格対応」、「支給開始年齢の引き上げ」、「高所得高齢者の基礎年金国庫負担相当分の年金給付削減」等、抜本的な施策を実施する。
 - (2) 医療は産業政策的に成長分野と位置付け、大胆な規制改革を行う必要がある。給付の急増を抑制するために診療報酬（本体）体系を見直すとともに、政府目標であるジェネリックの普及率80%以上も早期に達成する。
 - (3) 介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者とそうでない者とのメリハリをつけ、給付及び負担のあり方を見直す。
 - (4) 生活保護については、給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止などさらなる厳格な運用が不可欠である。
 - (5) 少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等を整備するなどの現物給付に重点を置くべきである。その際、企業も積極的に子育て支援に関与できるよう、企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討する。また、子ども・子育て支援等の取り組みを着実に推進するためには安定財源を確保する必要がある。
 - (6) 企業への過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。

3. 行政改革の徹底

- 今般の消費税率引き上げは国民に痛みを求めるもの

令和2年度税制改正スローガン

- 経済の再生と財政健全化を目指し、
歳出・歳入の一体的改革を！
- 適正な負担と給付の重点化・効率化で、
持続可能な社会保障制度の確立を！
- 中小企業は日本経済の礎。
活力向上のための税制措置拡充を！
- 中小企業にとって事業継承は重要な課題。
本格的な事業承継税制を！

であり、その前提として「行革の徹底」が不可欠であったことを想起せねばならない。地方を含めた政府・議会が「まず隗より始めよ」の精神に基づき自ら身を削るのである。

- (1) 国・地方における議員定数の大胆な削減と歳費の抑制。
- (2) 厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の人員削減と、能力を重視した賃金体系による人件費の抑制。
- (3) 特別会計と独立行政法人の無駄の削減。
- (4) 積極的な民間活力導入を行い成長につなげる。

4. 消費税引き上げに伴う対応措置

- 本年10月から導入される軽減税率制度は事業者の事務負担が大きいという、税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から問題が多い。このため、かねてから税率10%程度までは単一税率が望ましく、低所得者対策は「簡素な給付措置」の見直しで対応するのが適当であることを指摘してきた。軽減税率制度導入後は、国民や事業者への影響、低所得者対策の効果等を検証し、問題があれば同制度の是非を含めて見直しが必要である。
 - (1) 現在施行されている「消費税転嫁対策特別措置法」の効果等を検証し、中小企業が適正に価格転嫁できるよう、さらに実効性の高い対策をとるべきである。
 - (2) 消費税の滞納防止は税率の引き上げに伴ってより重要な課題となる。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。
 - (3) システム改修や従業員教育など、事務負担が増大する中小企業に対して特段の配慮が求められる。

5. マイナンバー制度について

- マイナンバー制度はすでに運用段階に入っているが、依然としてマイナンバーカードの普及率が低いなど、国民や事業者が正しく制度を理解しているとは言いがたい。政府は引き続き、制度の意義等の周知に努め、その定着に向け本腰を入れて取り組んでいく必要がある。



全国大会に参加された皆さん

Ⅱ. 経済活性化と中小企業対策

1. 法人実効税率について

- “先進国クラブ”と称されるOECD（経済協力開発機構）加盟国の法人実効税率平均は25%、アジア主要10カ国の平均は22%となっている。米国もトランプ税制改革で我が国の水準以下に引き下げられた。
- EU内では一部に引き下げ行き過ぎ論も出ているが、我が国の水準が比較的高いという現実が変わりはない。国際競争力強化などの観点から、今般の法人実効税率引き下げの効果等を確認しつつ、さらなる引き下げも視野に入れる必要がある。

2. 中小企業の活性化に資する税制措置

- (1) 中小法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化すべきである。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。
- (2) 租税特別措置については、公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したもののや適用件数の少ないものは廃止を含めて整理合理化を行う必要があるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充したうえで本則化すべきである。
 - ① 中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえで、「中古設備」を含める。
 - ② 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、損金算入額の上限（合計300万円）を撤廃し全額を損金算入とする。なお、それが直ちに困難な場合は、令和2年3月末日までとなっている特例措置の適用期限を延長する。
- (3) 中小企業経営強化税制（中小企業等経営強化法）や、中小企業が取得する償却資産に係る固定資産税の特例（生産性向上特別措置法）等を適用するに当たっては、手続きを簡素化するとともに、事業年度末（賦課期日）が迫った申請や認定について弾力的に対処する。

3. 事業承継税制の拡充

- 我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の

活性化や雇用の確保などに大きく貢献している。その中小企業が相続税の負担等によって事業が承継できなくなれば、経済社会の根幹が揺らぐことになる。平成30年度の税制改正では比較的大きな見直しが行われたが、さらなる抜本的な対応が必要と考える。

- (1) 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設
我が国の納税猶予制度は、欧州主要国と比較すると限定的な措置にとどまっており、欧州並みの本格的な事業承継税制が必要である。とくに、事業に資する相続については、事業従事を条件として他の一般財産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設が求められる。
- (2) 相続税、贈与税の納税猶予制度の充実
平成30年度税制改正では、中小企業の代替わりを促進するため、10年間の特例措置として同制度の拡充が行われたことは評価できるが、事業承継がより円滑に実施できるよう以下の措置を求める。
 - ① 猶予制度ではなく免除制度に改めるとともに、平成29年以前の制度適用者に対しても適用要件を緩和するなど配慮すべきである。
 - ② 国は円滑な事業承継が図られるよう、経営者に向けた制度周知に努める必要がある。なお、特例制度を適用するためには、令和5年3月末日までに「特例承継計画」を提出する必要があるが、この制度を踏まえてこれから事業承継の検討（後継者の選任等）を始める企業にとっては時間的な余裕がないこと等が懸念される。このため、計画書の提出期限について配慮すべきである。

Ⅲ. 地方のあり方

- 国と地方の役割分担を見直し、財政や行政の効率化を図る地方分権化は地方活性化の上でも重要である。その際には地方の自立・自助の理念が不可欠である。地方創生戦略を推進するうえでもこの理念は極めて重要になる。
- 「ふるさと納税制度」の返礼品アピール競争をみていると、あまりに安易で地方活性化に正面から取り組もうとしているのか疑問を呈さざるを得ない。住民税は本来、居住自治体の会費であり、他の自治体に納税することは地方税の原則にそぐわないとの指摘もある。納税先を納税者の出身自治体に限定するなど、さらなる見直しが必要である。
- 地方交付税制度は国が地方の不足財源を手厚く保障する機能を有しており、それが地方の財政規律を歪めているとして改革が求められてきた。地方は国に頼るだけでなく、自らの責任で行財政改革を進め地方活性化策を企画・立案し実行していかねばならない。
 - (1) 地方創生では、さらなる税制上の施策による本社機能移転の促進、地元の特性に根差した技術

の活用、地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材育成等、実効性のある改革を大胆に行う必要がある。また、中小企業の事業承継の問題は地方創生戦略との関係からも重要であり、集中的に取り組む必要がある。

- (2) 広域行政による効率化について検討すべきである。基礎自治体（人口30万人程度）の拡充を図るため、さらなる市町村合併を推進し、合併メリットを追求する必要がある。
- (3) 国に比べて身近で小規模な事業が多い地方の行財政改革には、「事業仕分け」のような民間のチェック機能を活かした手法が有効であり、各自治体で広く導入すべきである。
- (4) 地方公務員給与は近年、国家公務員給与と比べてラスパイレス指数（全国平均ベース）が改善せず、高止まりしており、適正な水準に是正する必要がある。そのためには国家公務員に準拠するだけでなく、地域の民間企業の実態に準拠した給与体系に見直すことが重要である。
- (5) 地方議会は、議会のあり方を見直し、大胆にスリム化するとともに、より納税者の視点に立って行政に対するチェック機能を果たすべきである。また、高すぎる議員報酬の一層の削減と政務活動費の適正化を求める。行政委員会委員の報酬についても日当制を広く導入するなど見直すべきである。

Ⅳ. 震災復興等

- 東日本大震災からの復興に向けて復興期間の後期である「復興・創生期間（平成28年度～令和2年度）も4年目に入っているが、被災地の復興、産業の再生はいまだ道半ばである。今後の復興事業に当たってはこれまでの効果を十分に検証し、予算を適正かつ迅速に執行するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き、適切な支援を行う必要がある。また、被災地における企業の定着、雇用確保を図る観点などから、実効性のある措置を講じるよう求める。
- 近年、熊本地震をはじめ地震や台風などによる大規模な自然災害が相次いで発生しているが、東日本大震災の対応などを踏まえ、適切な支援と実効性のある措置を講じ、被災地の確実な復旧・復興等に向けて取り組まねばならない。
- 近年、自然災害により甚大な被害が発生していることを踏まえ、震災特例法と同じく、災害等に係る雑損失の繰越控除期間を5年（現行3年）に延長すること

税目別の具体的課題

法人税関係

1. 役員給与の損金算入の拡充

- (1) 役員給与は原則損金算入とすべき
- (2) 同族会社も業績連動給与の損金算入を認めるべき

2. 交際費課税の適用期限延長

3. 公益法人課税

所得税関係

1. 所得税のあり方

- (1) 基幹税としての財源調達機能の回復
- (2) 各種控除制度の見直し
- (3) 個人住民税の均等割

2. 少子化対策

相続税・贈与税関係

1. 相続税の負担率はすでに先進主要国並みであることから、これ以上の課税強化は行うべきではない。

2. 贈与税は経済の活性化に資するよう見直すべきである。

大会宣言

われわれ法人会は、「税のオピニオンリーダーたる経営者の団体」として、「税制改正に関する提言」や租税教育、企業の税務コンプライアンス向上に資する取組など、税を中心とする活動を積極的に展開しながら、広く社会へ貢献していくこととしている。

現在、わが国経済は企業収益に陰りが見えるなど、景気の減速懸念がにわかに強まっている。大規模金融緩和の効果期待できなくなった上、米中の経済摩擦によるマイナスの影響が顕在化してきたためである。一方、国際経済面では、アメリカの保護主義的政策がわが国をも対象とするなど予断を許さない状況となっている。

国家的課題である財政健全化は困難を極めており、わが国の長期債務残高は先進国の中で突出して悪化している。また、わが国は先進国で最速のスピードで少子高齢化が進み、かつ人口減少という深刻な構造問題も抱えている。社会保障の恒久的安定財源である消費税は、今般、税率が10%に引き上げられたが、今後の社会保障給付費の増大と財政健全化の困難さを考えれば、「受益」と「負担」の均衡に向けた議論を早急に開始することが重要である。

中小企業は、地域経済と雇用の担い手である。グローバル経済や厳しい環境変化に対応し、その存在感を維持するとともに、わが国経済の礎として、中小企業の力強い成長を促す税制の確立が不可欠である。

われわれ法人会は、「中小企業の活性化に資する税制」、「事業承継税制のさらなる拡充」等を中心とする「税制改正に関する提言」の実現を強く求めるものである。

創設以来、納税意識の向上に努めてきた法人会は、令和という新しい時代を迎え、ここ三重の地で全国の会員企業の総意として、以上宣言する。

令和元年10月3日
全国法人会総連合 全国大会

活動の秋 法人会の社会貢献活動・研修会

秋の法人会は様々な行事が目白押しです。各地で、社会貢献活動や、セミナーが積極的に開催されています。

今年は、台風の影響を受けて中止になった事業もありましたが、恒例の米海軍第7艦隊音楽隊のコンサートが三浦と横須賀で開催され、両会場を満員の市民が埋めるなど、各地で事業が行われました。

これからも法人会の事業をチェックして頂いて皆さんで参加できる事業には、ご協力をお願いいたします。



8/25 よこすか市民盆踊り大会で法人会をPR
中央第1地区会 於：市役所前公園



9/15 献血活動
南部地区会 於：京急久里浜ウィング前



9/18 米海軍第7艦隊音楽隊コンサート
三浦地区会 於：みうら市民ホール うらり



10/6 荒崎海岸クリーンフェスタ2019秋
西部地区会 於：荒崎海岸 なんやの浜



10/6 よこすかさかなまつり 税広報
中央第2地区会 於：横須賀魚市場



10/15 米海軍第7艦隊音楽隊コンサート
事業研修委員会 於：横須賀市文化会館



10/15 米海軍第7艦隊音楽隊コンサート
米軍メンバーとスタッフで記念撮影

青年部会

9月16日、青年部会(加藤隆史部会長)は、恒例の児童養護施設・しらかば子どもの家を訪れ、児童や生徒たちとハンバーガーづくりの調理体験やバーベキューなどを楽しんだ。



9/16 しらかばこどもの家 調理体験&BBQ

女性部会

10月2日、女性部会(平野弘子部会長)は、一般公開して教養セミナーを開催した。

講師に、看護師で僧侶の齋藤理江先生をお迎えして、「走れナース！白衣の使者、全力投球の奮闘記。看護歴43年の私が僧侶になると決めた出来事」と題

して講演をうかがった。

看護師として、たくさんの出逢いと別れ、命と生き方を考えるなか、僧侶になろうと決めた出来事など命と真剣に向かい会った豊富な経験から発せられる一つの言葉が深く心に残った。



10/2 女性部会教養セミナー
於：横須賀商工会議所

講師：僧侶・看護師 齋藤 理江 先生



スマホ

からも e-Tax

で送信できます！

◆スマホで見やすい専用画面

令和元年申告分から、スマホ専用画面をご利用いただける方の範囲が広がります。

👉 **ご注意**

スマートフォンからマイナンバーカードを利用してe-Taxで送信する場合は、「マイナンバーカード対応のスマートフォン」が必要です。

対応機種の一覧は [コチラ](#) ➡



『作成コーナー』
にアクセス！



令和元年分 年末調整等説明会及び 消費税の軽減税率制度等説明会の開催のお知らせ

税務行政につきましては、日頃から格別の御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、本年も年末調整の時期となりました。税務署及び市役所では、年末調整のしかた及び法定調書・給与支払報告書の作成と提出方法などの事務手続を円滑に行っていただくため、下記の日程にて説明会を開催いたしますので、御案内申し上げます。

なお、説明会では「年末調整のしかた」などを用いて説明いたしますので、関係書類等を御持参の上御来場ください。

おって、本年度は、消費税の軽減税率制度等説明会についても併せて開催いたします。

横須賀税務署・横須賀市役所・三浦市役所

記

開催日	開催時間	説明会会場	対象地域 ^(注)	
11月19日(火)	用紙配布 年末調整等説明会	横須賀地方 合同庁舎 (2階共用会議室)	横須賀市 大津・浦賀地区	
	軽減税率制度等説明会			
11月20日(水)	用紙配布 年末調整等説明会		横須賀市 久里浜・北下浦・西地区	
	軽減税率制度等説明会			
11月21日(木)	用紙配布 年末調整等説明会		横須賀市 追浜・田浦・衣笠地区	
	軽減税率制度等説明会			
11月25日(月)	用紙配布 年末調整等説明会		横須賀市 本庁・逸見地区	
	軽減税率制度等説明会			
11月26日(火)	用紙配布 年末調整等説明会		横須賀市 本庁・逸見地区	
	軽減税率制度等説明会			
11月22日(金)	用紙配布 年末調整等説明会		三浦市総合体育館 潮風アリーナ	三浦市
	軽減税率制度等説明会			

(注)対象地域の説明会に出席できない場合には、他の地域の説明会に出席されても差し支えありません。

【注意事項】

- 1 説明会の開始30分前から、会場の受付で年末調整関係用紙を配布いたします。
- 2 説明会開催日前に年末調整関係用紙を必要な方には、横須賀税務署総合窓口（庁舎3階）にて配布をしております。なお、多量の用紙（おおむね1,000枚以上）を御請求される場合には、事前に必要枚数を管理運営部門へ電話にて御連絡の上、同部門でのお受け取りをお願いします。

*** 横須賀税務署 横須賀市新港町1-8 TEL046-824-5500 ***

会員募集中!

なぜ? 80万社の社長たちは『法人会』に入会したのか!

- 法人会は、創設60年を超える全国で80万社が加入する団体です。
- 会社経営に役立つ税知識や経営情報を提供します。
- さまざまな業種の人と出会いは、新しいつながりとビジネスを生み出します。
- 法人会への参加が税に関する提言や社会貢献の力になります。



お問合せ：
法人会事務局
TEL 825-7100



契約書等に貼る印紙と消費税額等の記載方法

東京地方税理士会 横須賀支部 税理士 大野 浩美



【1】 建築工事などの請負契約書や、商品などの販売代金をうけとったときに作成する売上代金の受取書などは、その文書の記載金額に応じて印紙税が課税されます。

この「記載金額」は、消費税及び地方消費税（以下「消費税額等」）を含んだ金額とされますが、次の1～3のすべてに該当する場合には、記載金額に消費税額等を含めないこととされています。

1. 消費税の課税事業者が消費税等の課税対象取引に当たり課税文書を作成する場合
2. 消費税額等を区分して記載している場合、又は税込価格及び税抜価格が記載されていることにより、その取引に当たって課されるべき消費税額等が明らかである場合
3. 次の課税文書である場合
 - (1) 第1号文書（不動産の譲渡等に関する契約書）
 - (2) 第2号文書（請負に関する契約書）
 - (3) 第17号文書（金銭又は有価証券の受取書）

《具体例》

広告の請負契約書

(注)2019年6月時点の消費税率

- イ 請負金額 1,080万円
 (税抜価格1,000万円 消費税額等80万円)
- ロ 請負金額 1,080万円 (税抜金額1,000万円)
- ハ 請負金額 1,080万円
 (うち消費税額等80万円)
- ニ 請負金額 1,000万円 消費税額等80万円
 合計1,080万円
- ホ 請負金額 1,080万円
 (消費税額等8%を含む。)

へ 請負金額 1,080万円
(税込)

《契約書に貼る印紙代》

- イ～ニ⇒ 印紙税額 1万円、記載金額1,000万円の第2号文書
 - ホ、へ⇒ 印紙税額 2万円、記載金額1,080万円の第2号文書
- イ～ニは、消費税額等が明らかです。ロについては、税込価格と税抜価格の両方を具体的に記載しており、消費税額等が容易に計算できるため、記載金額1,000万円となります。
- ホ、へは、消費税額等が必ずしも明らかであるとは言えませんので、記載金額1,080万円と取り扱われます。

【2】 過大に収入印紙を貼り付けてしまった場合

所定の印紙税額を超えた収入印紙を貼り付けてしまったときや、印紙税の納付の必要がない文書に誤って収入印紙をはったとき等には、印紙税の還付を受けられる場合があります。過誤納となっている文書を作成した日等から5年以内に「印紙税過誤納確認申請書」に必要事項を記入のうえ、納税地の税務署長に提出してください。

なお、申請に当たっては、事前に税務署に添付書類、必要書類等の確認をしてください。

.....

にせ税理士に注意してください!

東京地方税理士会横須賀支部
 横須賀市平成町2-14-4 横須賀商工会議所 3階
TEL 046-824-4193

「e-Tax」なら国税に関する申告や納税、申請・届出などの手続きがインターネットで行えます。

国税電子申告・納税システム

e-Tax



電子申告で
効率UP!

納税にはダイレクト納付が便利です!

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。

※事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。※届出書の提出から利用可能となるまで、1か月程度かかります。

e-Taxを利用して所得税及び復興特別所得税の申告をすると
こんなメリットが!

- 添付書類の提出省略
- 還付がスピーディー



法人会は会社経営の効率化のために e-Taxの普及を支援しています。

ご利用に際し条件、注意事項があります。詳しくはホームページでご確認ください。

イータックス

検索

誌上

厚生委員会

健康相談 No.139

横須賀市立市民病院

形成外科 医長

北村 翔 先生

まぶたが下がって目が見えづらい。それは眼瞼下垂症という病気です。

◎眼瞼下垂症ってどんな病気？

眼瞼下垂症は大きく分けて三つに分類することが出来ます。一つ目は生まれつきの眼瞼下垂症、二つ目は加齢による眼瞼下垂症、三つ目はまぶたを持ち上げる機能は問題ないけれど、見かけ上まぶたが下がっている偽性眼瞼下垂症です。どの眼瞼下垂症も、目を開いた時にまぶたが黒目にかかってしまい、目が見えづらいという症状が出ます。ここではご高齢の方に多く見られる加齢性の眼瞼下垂症についてお話したいと思います。

◎頭痛・首こり・肩こりは要注意

加齢性の眼瞼下垂症には、大きく分けて二種類あります。一つはまぶたを持ち上げる挙筋腱膜という組織が、加齢に伴い緩んでしまった状態である腱膜性眼瞼下垂症、もう一つはまぶたの皮膚が、加齢によってたるんで黒目にかかってしまっている状態である上眼瞼皮膚弛緩症です。眼瞼下垂症になると、眉毛を目一杯引き上げて目を開こうとし、顎を上げて視野を確保しようとし、すると、おでこが重苦しくなって頭痛を引き起こし、首や肩に負担が来て首こり・肩こりの症状が出ます。

◎“目が見えづらい”は、様々な場面で危険が潜んでいます

ご高齢になると、どうしても足腰に負担がかかり若い頃のようにスイスイと歩くことが困難になります。足腰が悪い上に、目が見えづらい状態が加われば、転んで大けがをしてしまう危険性を高めてしまいます。また、車を運転される方では、周りの車の動きに対する反応がどうしても遅くなってしまいう上に、目が見えづらい事で信号が見えにくかったり、バックミラーが見えにくかったりします。加齢性の眼瞼下垂症は長年の経過で徐々に進行していく疾患のため、ご自身が眼瞼下垂であることに慣れてしまっている患者さん多いんじゃないかと思いますが、転んで大けがをしない為に車でも事故を起こさない為にも眼瞼下垂症の治療をすることをお勧めします。

がんけん かすいしょう

それは眼瞼下垂症という病気です。



◎日帰りもしくは1泊2日で保険での治療が出来ます。

まぶたの皮膚がたるんでしまっている上眼瞼皮膚弛緩症では、眉毛の下のラインに合わせてたるんだ皮膚を切除する治療を行います。血液サラサラのお薬を飲まれている等、特別な理由が無ければ日帰りで手術治療が可能です。まぶたを持ち上げる挙筋腱膜が緩んでしまっている腱膜性眼瞼下垂症では、緩んだ挙筋腱膜を糸で縫って短くする治療を行います。こちらの手術は術後にまぶたが腫れやすい為、安静のために全ての方が1泊2日で手術治療するようにしています。

最後に、当院では顕微鏡を用いてより精密な眼瞼下垂症の手術を行っています。まぶたが重たい、上の方が見づらい、頭痛・肩こり・首こりがひどい、目を開ける時に眉毛が一緒に上がる、おでこに深いシワが入る、他人から眠たそうと言われるなど、これらの症状がある場合は眼瞼下垂症の可能性があるので、是非お気軽にご相談下さい。

(公社) 地域医療振興協会

横須賀市立市民病院

横須賀市長坂1-3-2

TEL 856-3136 FAX 858-1776

消費税は期限内に納付しましょう！

消費税は、社会保障の安定財源として極めて重要な税金であり、事業者が消費者から預かった税金です。期限内に納付願います。

STOP The 滞納

新 会員紹介

(令和元年9月～令和元年10月 順不同・敬称略)

— 広げよう会員の輪 —

近くの会員企業を利用しましょう

支部	法人名	代表者名	所在地	電話	業種
北部地区会					
追浜	ミカサホーム(株)	松浦 直三	追浜町2-7-5	866-0055	不動産取引業
中央第1地区会					
大滝小川	横須賀エフエム放送(株)	富岡 浩司	大滝町2-20	821-3500	放送業
若松	(株)Lalaland Holdings	矢部 孝治	若松町2-1-3川島ビル4F	823-6326	教育・保育業
若松	* フィト・ソレイユ	須藤 清美	若松町3-5 2階	090-9108-7348	美容業
米が浜日の出	(株)横和工務店	山下 和志	日の出町1-1	820-3051	建設業
南西地区会					
衣笠	* ねこ先生の整体院 神門堂横須賀支部	金子 聡文	衣笠米町1-36	090-2764-4973	整体院
東部地区会					
大矢部	(株)KINOSHITA	木下 幹彦	佐原1-15-31	836-1986	防水工事業
南部地区会					
北下浦	* (株)小俣組サニーステージ野比式番館	武井 康	野比5-3-2	839-2632	総合建設業・介護付有料老人ホーム運営
西部地区会					
武山	(株)ロコ		山科台1-13	802-1616	小売業
市外地区会					
市外	*	佐々木信爾	三浦郡葉山町長柄411-2	080-1263-1192	保険業

*は賛助会員です

広報の窓



初めての広報委員会で感じた事。

6月から広報委員会に初めて参加させて頂きました丸庄(有)の齋藤です。

最初は会長の挨拶、全員の自己紹介で始まり笑顔で和やかなムードで。次に事務局、各担当が忙しい中情報収集されて書かれたゲラ刷りのチェックを1時間程取り各自が静かに内容確認に入りました。

その後全員でA4、12ページの広報誌を表紙から順に文字、内容、レイアウト等をページ毎の確認作業



を活発に意見交換して修正し今回の課題は次回にての修正確認等で約1時間位で終了しました。この忙しい環境の中で広報委員、事務局があって広報誌が出来ているのを理解しました。



私が感じたのは今、掲載の内容作成情報を御苦労されている数名の広報委員会、事務局だけでなく、会員の皆様からのいろんな意見、経験、アドバイス等を誌面に反映させたいと思います。その結果垣根を越えた、同じ法人会社さん同士がプラスになるような、将来に向けて叶えられそうな夢とかでも、議論し紙面に出来たなら、横須賀法人会全員の役に立つのではと思いました。

広報委員 丸庄 有限会社 齋藤 秀敏

県内10法人会 約3万冊配布の会員メリット

社長も社員も使える!

会員優待サービスブック

2020年度版 申込み受付開始!

お申込みは折り込みの専用申込用紙でお願いいたします。
掲載に関する詳細は、事務局までお問い合わせ願います。
パソコンやスマホからも検索できて最新情報もさらに充実。

何と**掲載料は無料**です!

厚生委員会



2019年度版の会員優待サービスブックは2020年3月31日まで有効です

税を味方に、 強い経営を。



企業を支える80万社の経営者ネットワーク

 **法人会**

詳しくはWEBへ [法人会](#) 🔍